

平成27年度神奈川県庁本庁舎におけるプロ ジェクションマッピング等業務委託仕様書

1 業務目的

神奈川県庁本庁舎夜間公開において、地域の歴史的資産であり、国指定登録有形文化財である神奈川県庁本庁舎を地域活性化に活用する。プロジェクションマッピング等を実施し、集客を図るとともに、神奈川県魅力を広く発信する。

2 業務概要

神奈川県庁本庁舎夜間公開におけるプロジェクションマッピング等（プロジェクターを用いた映像表現をいう。）の企画・運営

3 イベント実施日時及び投影対象

- (1) イベント実施日 平成27年8月13日（木）～8月15日（土）
- (2) イベント時間 午後6時45分から午後9時
- (3) 主な投影対象 神奈川県庁本庁舎東側壁面（別紙図面のとおり）

4 業務の内容

(1) 事前調査・テストの実施

投影対象の実地調査及びテスト投影を行い、必要な機材、投影（機材設置）場所、人員体制、関係機関との調整事項、法規制等を確認すること。

(2) 映像・音楽データ等の作成

ア 投影する映像は、神奈川県に関係するイメージを含む映像を作成し、神奈川県魅力を広く発信できるものとし、5分以上の長さとする。

イ 必要となる神奈川県風景等の写真やイメージ、その他の素材については、発注者から提供を受けるもののほかは、受注者が用意すること。

ウ 建物平面だけでなく壁面の形状を活かした投影とすること。

なお、投影範囲は、必ずしも壁面全面とすることを要しない。

エ 映像に合わせて放送する音楽を作成すること。

オ 作成した映像・音楽は、実施前に発注者に提案し確認を得ることとし、求めに応じて適宜修正すること。

また、確認及び修正に必要な作業期間を設けること。

カ チラシや県ホームページなど広報に使用するためのイメージ画像を作成し、平成27年7月10日（金）までに納品すること。

(3) イベントのPR

各種メディアを活用したイベントのPR（試写会を含む）を行うこと。

(4) 映像の投影及び音楽の放送

ア イベント実施に必要なプロジェクター、音響機器、投影システム等を受注者において用意すること。

なお、準備等も含めたイベント実施期間中の機材の保全及びその設置場所周辺の安全確保は、受注者の負担において行うこと。

イ 作成した映像を、神奈川県庁本庁舎東側壁面へ投影し、映像にあわせて、日本大通りに向けて音楽を放送すること。

なお、投影開始時間及び回数は、発注者と協議して決定するものとする。

ウ 受注者が作成した映像の投影時間の合間に、県が提供する映像を受注者が投影することについて、県と協議を行うこと。

エ 発注者の指示により随時投影及び放送の開始又は中止、若しくは音量操作ができるよう常時専任のオペレーションスタッフを置くこと。

オ イベントの実施に際しては、観覧者、通行者その他第三者に対して、トラブルや事故がないように配慮し、円滑かつ効率的に業務を遂行すること。

(5) 記録映像・報告書の作成

ア 投影実施後も発注者が動画投稿サイトに公開し、また公共の場で放映するなど広報に用いるため、実施当日の投影内容及び観客等周囲の様子を記録した音声入り映像（以下「記録映像」という。）を作成すること。

イ 記録映像は編集の上、メディア（BD又はDVD）に発注者の指定するファイル形式で格納し、イベント実施後20日以内に3部納品すること。

ウ イベントPR、メディアでの取材・掲載状況、映像投影時間・回数などの事業内容及びイベント観覧者の規模やその反応をもとに、実施結果を考察した報告書を作成して、イベント実施後20日以内に3部提出すること。

5 中止の場合の措置

(1) 荒天等により、イベントを中止する場合は、発注者から受注者にFAX又は電話で連絡するものとし、その決定は連絡があった時点とする。

(2) 中止に伴う再実施の可否及び委託金額の変更等については、発注者と受注者が協議して決定するものとする。

6 設備等

(1) 電源

イベント実施に必要なプロジェクター、音響機器、投影システム等の電源は、受注者において用意すること。ただし、発注者と調整の整った場合は、発注者側の電源の使用を可能とする。

(2) 作業届

イベント実施日（試写会及び現場における事前準備）の作業に当たっては、現場作業従事者名を記入した作業届を必要部数提出すること。

なお作業従事者に変更があった場合は、その都度提出すること。

(3) 災害防止

安全対策には十分注意し、イベント及び準備作業等により第三者及び器物に損害等を与えた場合は、受注者の責任において速やかに処理すること。

(4) その他

このイベントにより、造営物その他に損傷を与えた場合には、受注者の責任において原形に復すること。

7 著作権

- (1) 本業務における著作権は、受注者に帰属するものとする。
また、納入された記録映像の著作権は、発注者に帰属するものとする。
- (2) 納入された記録映像に含まれる音楽、映像データ、ロゴ、キャッチコピーなどの著作権は発注者に帰属するものとする。
- (3) 前2項の規定に関わらず、受注者及びコンテンツ制作の関係者は、コンテンツの記録映像を、自己のPR、記録、事業実績の紹介（会社案内、ホームページ、従業員の研修、社内データベースとしての使用、各賞への応募ほか）に限り使用することができる。
- (4) 第三者の著作物を使用する場合は、受注者の負担で著作権処理を行うこと。
- (5) 前項における著作権処理の際、著作権者の意向で、何らかの制限を設けなければ使用許諾が得られない場合は、当該著作物の使用について、あらかじめ発注者と協議の上で、著作権処理を行うものとする。この場合、使用に対し設けられた制限の内容について、受注者は文書で発注者に報告すること。

8 その他

(1) 関係者・関係機関との密接な調整

発注者のほか、投影対象施設、関連業者等、本業務の関係者・機関と常に良好な関係を保ち、調整を要する事項についてはあらかじめ密接な調整を行い、本業務を安全かつ円滑に実施できるようにすること。

(2) 近隣住民等への事前周知

神奈川県庁本庁舎に隣接する街区の住民、事務所・事業所等にイベント実施、騒音等に関するチラシを配付して、事前に周知すること。

なお、詳細な周知範囲については、発注者と協議して決定するものとする。

(3) 許認可等の手続き

業務履行に関しては関係法令を遵守すること。

また、履行に当たって許認可等の処分を必要とする手続きをあらかじめ把握し、受注者において処理できる手続きは、関係機関への手続きを受注者の負担において遺漏なく行うこと。受注者において処理できない手続きについては、発注者と調整すること。

(4) 再委託

業務の一部を第三者に再委託する場合は、あらかじめ書面により発注者に届出を行い、承認を得ること。

(5) 緊急連絡体制

業務実施に当たり、各業務の責任者を明示した緊急連絡体制表を提出すること。

(6) 成果品に瑕疵ある場合の訂正

納品後に成果品に瑕疵があった場合は、受注者は発注者の指示により速やかに訂正しなければならない。委託期間終了後も同じとする。

(7) 協議事項

その他、この仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者が協議して決定するものとする。